

あが つま けん じ
我 妻 建 治

学位の種類 文 学 博 士
学位記番号 文 第 4 2 号
学位授与年月日 昭和 5 7 年 3 月 1 1 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 神皇正統記論考

論文審査委員 (主査)
教授 関 晃 教授 源 了 圓
教授 渡 辺 信 夫

論 文 内 容 の 要 旨

北島親房著『神皇正統記』の研究は、すでに室町時代にその端緒が認められ、江戸時代以降ますます重視され、新井白石らのそれをはじめ、多くの論評が生まれた。明治以降は、その国体論に関連して、いよいよ尊崇せられ、多数の研究者により、多方面から枚挙にいとまない著書、論文が生み出された。ところが、太平洋戦争の敗戦後は、戦時中きわめて偏向的に喧伝されたこともあって、まったく不評の書物の代表的なものとなり、戦後30年を超えてもこれに関する単行書はただ一冊をみるのみという現況である。この一冊にしても、その収録論文の大半は戦前の著作であり、戦後発表の論文はきわめて僅少なのである。その意味で、学界の趨勢にも鑑み、『神皇正統記論考』は、『神皇正統記』の再評価、再構成を意図したものである。

さて、『神皇正統記論考』は、下記のごとく、序論、第一章、第二章、第三章、第四章、終章の六章から構成されている。以下、その内容を概述する。

序章 北島親房の前半生

— 論考の前提 —

第一節 北島家

第二節 北島親房の官途

- 第三節 朝儀への参仕
- 第四節 改元の儀における言行
- 第一章 北畠親房の周辺
 - 吉田兼好との間—
 - 第一節 『徒然草』と『神皇正統記』
 - 第二節 兼好と親房の社会的周辺
 - 第三節 『徒然草』と『神皇正統記』
- 第二章 『神皇正統記』の著作対象
 - 第一節 『神皇正統記』の童蒙
 - 第二節 『阿刀本神皇正統記』をめぐる
 - 第三節 『神皇正統記』のヒトとモノ
 - 第四節 ヒトとモノ補考
- 第三章 『神皇正統記』の理法
 - 第一節 『神皇正統記』における正理
 - 第二節 『神皇正統記』の正理の構造
- 第四章 『神皇正統記』における儒教と仏教
 - 第一節 北畠親房の儒教思想
 - 第二節 『神皇正統記』における仏教
- 終章 『神皇正統記』における末世観
 - 北畠親房の歴史意識—
- あとがき

- 序章 北畠親房の前半生
 - 論考の前提—

『神皇正統記』の研究は、著者北畠親房（1293—1354）のそれとともに、長い研究史を持ち、多くの先学により、一々枚挙にいとまない業績が積み重ねられて今日に至っている。しかし、それらの大部分は、親房出家後、すなわち40歳以降の、建武年間から南北朝鮮にかけての、いわば親房の後半生の史料的に豊かな行実を基礎として論及されたものであり、その前半生の行実はまったく等閑にふした研究であったのである。このことは、前半生の親房に関する史料が僅少であること、なかんづくこの時期が『大日本史料』などの未刊行部分に相当する時期であることもあって、触れるべく触れえない史料的制約があったことなどにもよるものであった。

本章は、このことに鑑み、後半生の親房の思想と行動、ことに『神皇正統記』や『職原抄』などの著述の背景となるべき思想の研究に資することを目的として、とくに前半生の親房の行実を調査すべく、刊本及び未刊の写本等の文献的史料を可能なかぎり博搜して、ここに摘出または集録した。

第一節北畠家、第二節北畠親房の官途の両節には、従前などにより指摘可能な史実を提示してあるが、第三節親房の朝儀への参仕のところは、従来、文献的には、ほとんど指摘特定されていない史料によるものである。ここにみられる史実は、親房の日記などをみることのできない今日、親房周辺の公家たちの残した記録、文書を渉獵した結果、明らかにしたものである。ここには、13歳の少年殿上人親房から、青年公卿、さらに政界の実力者へ至る親房像が少しくうかがわれるとともに、詩・歌・管弦などの御会における親房のありようがうかがわれて、きわめて興味深い史的事実が開展されている。

これらの朝儀についての親房関係の史料のうち、とくに彼の言行が、いわば生まの形で表出されているのは改元の儀に関する記事である。これも、従前の研究史の上では、ほとんど欠落していたものである。したがって、これらの史料を、第四節にかなり詳細に集録した。親房が、18歳で、参議に任じてから、38歳で出家するまでの間に改元は八度を数えることができる。このうち、彼がこの朝儀に参仕した事実の明らかになされるのは、五度である。この五度の改元の儀における「仗議定文」中の「定詞」や改元の儀の記録を有する当代の公家の日記、たとえば『師賢卿記』『藤房卿記』『繼塵記』その他を通して指摘できる親房の言行に関する記事を余すところなく集録した。これら集録した記事のなかで、はじめて明らかになった事実はいくつもあるが、とくに次の二つのことなどはきわめて注目すべきことと言わねばならぬ。その第一は、これまで、『神皇正統記』など親房の諸著作のなかに見出しえなかった書物、たとえば『春秋穀梁伝』などのような書物を親房がすでに前半生において読んでいたであろうことを指摘できたことである。その第二には、親房の、その改元の儀における発言の主たる内容は、ほとんど易文を駆使したものであったことである。この易文の使用は他の公卿のそれと比べてすべての点において圧倒的であるとともに、その易文の引用書が、『注疏』や『正義』からではかならずしもなく、おそらく程子の『易伝』や朱子の『本義』であろうことを想到せしめるものを持っているからである。

されば、この作業によって、親房の前半生に身につけた学問なり、教養なりの質がうかがわれるとともに、ひいては『神皇正統記』の思想の再検討のひとつの視点をすすめることができた。

第一章 北畠親房の周辺

一 吉田兼好との間一

序章においては、今日知ることのできるかぎりの前半生の親房に関する史実の追求・摘出を行ったが、これによって明らかにされた史実を通して親房の人間像をより明確にすべく、彼の同時代を通して照出してみようとするのが本章の目的である。

親房の同時代のうち、その経歴などからみて、いわば同質の意味でもっとも代表的人物は洞院公賢であろうと思うが、ここでは、親房とまったく異質な人物という意味でもっとも対称的な人物を選んだ。その人物名は吉田兼好である。すなわち、政治的人間親房と遁世者兼好の比較論である。「親房と兼好」の二人は、まったくの同時代人であるにもかかわらず、従来、それぞれ比較の対象とされたことはなかった。また、かれらの著「神皇正統記と徒然草」もいずれも同時代の著名な作品でありながら、従前比較に供された論著をまったくみることができないのである。それほど、この二人は異質であるわけであろう。

本章において、親房を兼好の眼の被写体にすえ、親房像のより明確化を目的として記述した。

第一節においては、『徒然草』の前半、すなわち後半とはおそらくその成立年代を異にするであろうとする通説を前提として、そこにかがわれる思想傾向を、『神皇正統記』のそれとの比較において、両者に思想的共通部分を見とめ、これを摘出して論述した。

第二節においては、前節にみとめられるような兼好の思想傾向は兼好の官仕した時代におそらくつちかわれたものに結果するのであろうと想定し、下級官人兼好と親房との社会的接点を求めて模索した。すなわち、親房より10歳年長の兼好は、19歳ころから30歳ころまでの約12年間官仕した。その官職は六位蔵人であり、そして後巡爵して左兵衛佐に任じたが、この間の親房は9歳から20歳までにあたり、官位は従四位上兵部権大輔から少将・中将そして参議を経て従二位権中納言に昇任している。また、兼好は、親房と同族の堀川家の諸大夫であったことなど、種々の要件をふまえて、親房と兼好の間を追求すると、両人は、きわめて近いところにおいて、おそらく両人はほぼ共通の生活空間をもっていたであろうと推察し、両人のありようから推して、親房像の鮮明につとめてみた。

第三節は、『徒然草』の後半部分から遁世者兼好の固有の価値観を抽出して、『神皇正統記』に展開される価値観を比較して、『神皇正統記』と『徒然草』の間、政治的人間親房と遁世者兼好の内的的距りを総括した。

第二章 『神皇正統記』の著作対象

親房のもっとも代表的著作は、言うまでもなく、『神皇正統記』であるが、延元四年、これは、親房によって、本来誰に見せようために叙述されたものであろうか、の問題に対して

筆者なりの解答を与えようとしたものが本章である。この著作が本来誰のためになされたものであるか、については、古くから種々の学説がある。それらの学説のうち、今日もっとも代表的とみられるのは、(1)後村上天皇対象説、(2)東国武士、とくに結城親朝対象説である。

『神皇正統記』が誰のために叙述されたか、の問題に対して、その考慮の対象となり、そしてそれなりにひとつの回答を与えてくれる史料は、『白山本神皇正統記』をはじめとする流布本中の「奥書」の記事である。すなわち、この「奥書」によると、『神皇正統記』は「或童蒙」に示さんために叙述されたとなっているから、問題は、この「或童蒙」とは一体何びとであろうか、ということであるわけである。「或童蒙」云々の表現は、親房のいわば謙辞であり、かならずしも特定の人物を指示した語句ではない、とする穏健な説があるにはあるが、この『神皇正統記』の叙述全体の旨趣からみて、「童蒙」とは当時11歳の幼帝後村上天皇をさすものとする学説が古くからあり、いわば通説的位置をしめていた。しかし、従来、この通説を採る研究者のうちにも、11歳の幼帝とは言え、親房がこの後村上天皇をさす表現として「がんせない子供」「蒙昧な子供」の意の「童蒙」の辞句を使用することに対して、疑問の点なしとしない旨を抱懐する方もいないわけではなかった。この「童蒙」=後村上天皇説に対して、昭和30年の後半に至って、「童蒙」とは東国武士、とくに結城親朝ではないであろうか、とする新説が松本新八郎氏によって提出された。以来、この「童蒙」=結城親朝説はかなり多くの研究者に支持される傾向があらわれてきた。この結城親朝対象説は、親房のおかれた当時の政治的状況から推論された見解である。『神皇正統記』の叙述対象ないし目的に関するもっとも重要な学説は以上の二つである。

第一節においては、これらの学説を念頭において、まず「童蒙」の本来的字義である易の蒙卦の六五×辞に言及し、この×入の位なり、内容などの意味からいって、それが天皇、すなわち後村上天皇に比定されることは決して疑問とせられるべきではなく、むしろもっとも適当な理解であることを主張し、他方これを結城親朝に比定する考えに対しては否定的見解を述べたのである。

第二節においては、「童蒙」=結城親朝説のもっとも有力な論拠と考えられている、「阿刀本」の成立、すなわち諸本中の位置づけの問題からはじめて、「阿刀本」中の語句表現のありようを吟味することによって、『神皇正統記』は、本来、結城親朝ら東国武士を対象として叙述されたものでは決してない旨を論述した。

第三、四節においては、『神皇正統記』や『増鏡』などに代表される、当代の公家の手になる文学作品中から、「人」「人々」「者(物)」「輩」などの辞句の使用例を全面的に摘出しこれによって、ここに表われた親房ら公家の身分観を明証するとともに、もって、流布本中の「奥書」や『職原抄』の「奥書」中の辞句を吟味、再解釈して、これらは、いずれも、結

城親朝ら東国武士を対象として叙述されたものでないことを論じたのである。

第三章 『神皇正統記』の理法

『神皇正統記』においては、なにが、どのように叙述されているであろうかを述べたのがこの章である。

『神皇正統記』とは、親房によって、「天地ヒラケシ初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マテ、日嗣ヲウケ給コト」を、叙述すべく意図されてなったものである。そして、親房によれば、その日嗣の承継のありようは、「正理ニテ受ケ伝ヘ」られ、あるいは「ヨコシマナルマシキ理」によって行われたとされている。さらに、親房は、『神皇正統記』において、その「正理ニテ受ケ伝ヘルイハレ」を述べんことを志ざしたとしているのである。そこで、本章では、『神皇正統記』に叙述されているであろう、日嗣の「正理ニテ受ケ伝ヘルイハレ」とはどのようなことであるかを鮮明しようとしたのである。

第一節においては、まず、『神皇正統記』中に叙述展開されている日継の承継について、関係記事の一々について検討した。日嗣の父から子への承継、正系から傍系へ承継、傍系から正系への承継を、そして家系の興起・衰亡などをも含めて、時代順に18項にわたって具体的に検討し、このことを通して、日嗣の承継を貫ぬく原理的とも言うべき辞句を摘出した。すなわち、『神皇正統記』に展開されている日嗣の承継、家系の興亡、国政の治乱の叙述を決定している辞句、いわばキイ・ワードとは、「積善」「有徳」「陰徳」「余慶」「余風」「余香」「余薫」「積不善」「積悪」「不徳」「余殃」のことである。『神皇正統記』の叙述の全体はこれらの辞句によって織りなされていると言える。すなわち、天皇のまつたき承継、治政の平安、家系の興起隆盛などは「積善」以下「余薫」までの辞句によって立論・展開されており、日嗣のみだりがわしき承継、治政のあやまり、そして家系の中絶や没落などは「積不善」「積悪」「余殃」などの辞句によって説明されているからである。したがって、日嗣の父から子への正しき継体、そして、正系から傍系への承継、また、傍系から正系への承継、ならびに家系の盛衰興亡などの叙述に関して、『神皇正統記』に展開されている。いわば因果論理の運びは、ことごとく、前掲の「積善」以下の辞句によって織りなされているのである。これが、いわゆる「正理ノイハレ」であることになる。筆者は、序論に述べたごとき、親房の前半生にみられた学問的知識のありよう、とくに『周易』に関する広博な知識の量の存することに鑑み、『神皇正統記』に展開されている「正理ノイハレ」、すなわち因果論理の背景には、易があり、とくに坤卦初六の××辞ならびに文言伝があると推察した。「正理ノイハレ」という、『神皇正統記』の、いわば理法は、「変易」の理であろうとみたのである。

第二節においては、前節にみた「正理ノイハレ」の極度に具現された天皇たちの個人的実践管理のありようから施政のありようまでもふくめて、『神皇正統記』の叙述中の記事をそれ

ぞれ整理した。すなわち、第一には、「積善」「有徳」の天皇たちの修養と継体ならびに徳政のありよう、そしてその系統にみられる「余慶」の実態を摘出した。第二には「積悪」「不徳」の天皇たちの乱政、失政のありようと、その「余殃」の具体的事実と言及してみた。このようにして帰納される『神皇正統記』の叙述全体にみられる儒教思想とは、そしてその君徳安民思想とは、とりわけ『孟子』に強い影響を受けてなされたものではないか、と結論した。

第四章 『神皇正統記』における儒教と仏教

『神皇正統記』にみられる思想には、神道、儒教、そして仏教などがあり、それらが種々に組みあわされて『神皇正統記』が叙述・展開されているが、これらをひとつの意味のある統一あるものとして把握しようとするならば、それはきわめて容易なことではない。

本章においては、北畠親房及び『神皇正統記』にみられる儒教や仏教についての知識の質について検討してみようとするものである。

第一節は、親房の儒教思想のタイトルにしたが、従来、親房の儒教は、宋学、すなわち朱子学の影響のもとに存するとされる説が大かたの研究者に採られた、いわば通説である。この通説に対し、親房宋学説にはまったく根柢がない、として、その既往の通説を批判し、むしろ親房の儒学は伝統的儒学、前宋学説であるとして立論されているのが和島芳男氏である。

本節では、学説上の問題の所在を明らかにするため、まず和島氏の宋学説批判の論点をとりあげ、そして、和島氏の前宋学説主張の論拠を摘出した。ついで、筆者は、和島氏の批判がかならずしも積極的反証の用意されているものではないこと、さらに和島氏の非宋学説主張論拠も消極的で、決定的なものでない点を叙述した。

筆者は、とくに、和島氏の宋学説批判の論点について、その一々について宋学説が成立すべきことを主張して、非宋学説を批判した。とくに親房の前半生に参仕した改元の儀において展開した、親房ならびに周辺の公家たちの抱懐せる儒教についての思想的傾向を足がかりとして、親房宋学説の成立すべき論拠を明示した。

第二節のタイトルを『神皇正統記』における仏教とした。親房の仏教というタイトルにしなかったのは、そうすれば、親房の信仰を問題にしなればならなかったからである。親房の信仰ということになると、このテーマに答えるだけの材料に制約があり、如何ともしがたい困難さがみとめられるからである。したがって、本節では、仏教に関する親房の知識がどの程度において、『神皇正統記』に叙述され、それらが『神皇正統記』においてどのような意味をもたせられているか、について述べた。

まず、『神皇正統記』のなかで、仏教に関するもっとも長文の知識を摘出するとともに、これは、『神皇正統記』叙述の展開において本質的意味をもたず、たんに挿入的知識にすぎないことを明らかにした。すなわち、仏教は、『神皇正統記』の叙述全体を貫ぬく内在的論理とし

ては決して採用されていないことである。つぎに、『神皇正統記』には、既成の仏教各宗派について、すなわち、その成立、構成などについての詳細な記述があるが、これを、当時の教相を述べた凝然の『八宗綱要』や弁円の『十宗要道記』など四種の仏教書に比較してみると親房の仏教はおよそ禅家流の教相を承けたものであらうと想定した。

最後に全体的に言って、『神皇正統記』において、仏教は必要・不可欠なものとしてどのように位置づけられているか、について言及した。親房は、ここにおいて、仏教とは、政治のため、経世のための一環としての有用性のみを主張し、政治論のなかに組み込まれた仏教一般のみの必要性が主張されているとみられる。政治をはなれた仏教的知識は、『神皇正統記』においてはたんなる挿入的部分に過ぎないものとなっているのである。

終章 『神皇正統記』における末世観

一北畠親房の歴史意識一

北畠親房は、『神皇正統記』を、神代より当代に至るまで、天日嗣が正理によって承継されている事実を明らかにするため叙述したと言うが、この南北朝時代という政治的状況の混乱のまっただなかで、常識的には一見不急とも思われる、このような書物を、なぜ叙述したのであらうか。北畠親房にとって、『神皇正統記』とは一体なにかを考えるのが本章の目的である。

『神皇正統記』は、日本の歴史叙述の歴史から言えば、史論書といわれ、つねに慈円の『愚管抄』とともに比較して論ぜられている。すなわち、これらは、いずれも、たんなる年代記ではなく、その歴史事実を一つの意味ある統一体としてとらえ、いわば日本の歴史を論理的に一貫した全体像として描きあげているからである。しかし、それらを一貫するその思想から言えば、『愚管抄』は末法思想という仏教的ないわば下降史観によって貫ぬかれているのに対し、『神皇正統記』にはそれがない、あるいは末法思想はここでは克服されているというのが通説である。

本章では、まず、正像末三時思想などの末法思想の有無について『愚管抄』との比較において検討し、『神皇正統記』にはそのような仏教的下降的末法思想がその叙述全体を貫く論理としては援用されていないことを論証した。つぎに、それでは、『神皇正統記』にいかなる意味においても下降的論調はないか、どうかを検討した結果、明らかにいわば下降史観の存することを指摘した。親房によると、保平の乱以降を近代とみて、これを時代が下り、「末世」となり、「乱世」となったとする。そして、彼によれば、「上代」は人の心も正しく、「マツリゴト」も善政がみられた時代としている。

結論的にこの論述結果を言えば、親房は「上古」「上代」「昔」は善い時代であり、いわば「聖代」であり、時代が下って、人の心が悪くなり、現代は、「末世」「乱世」であり、「乱政」

の時代であるとしている。したがって親房は、現実を、この「末世」「乱世」と認識し、この「末世」「乱世」を正しい世にかえすことを志して、そして正しい世にかえすことの方途として、『神皇正統記』を叙述したというわけである。すなわち、「乱世」「末世」を正しきにかえすことに、まさに応えるであろうものが、彼にとっては、じつは『神皇正統記』の叙述であり、歴史であったわけである。

親房にとって、『神皇正統記』の叙述は、かの孔子における『春秋』の執筆にみあうものとの自覚においてなされたとするのが本章の結論である。

論文審査結果の要旨

神皇正統記は、著者北畠親房の死後まもなくから今日に至るまでの長い研究史を有するがそれらには南北朝正閏論、神道史観、皇国史観など、特定の政治的あるいは思想的立場から取り上げられたものも少なくない。本論文はそのような特定の立場から離れて、学問的に正統記の理解を再構成し、その存在を再評価しようとしたものであって、その特色の第一は、親房の執筆の意図、著述の対象、思想の内容などを、できるだけ事実に基づいて考察することであり、その第二は正統記の論述の主旨および目的、その思想的特色などを、主として正統記の叙述内容そのものに即して考察していることである。

本論文の内容は六章から成り、その大要は次の如くである。

まず序章「北畠親房の前半生」では、北畠家の家柄、親房の官途、朝儀への参仕、とくにその中の改元の儀における親房の言行について、当時の記録・古文書類を博搜し、従来ほとんど省みられなかった40歳で出家する以前の親房の前半生の姿を可能な限り再現することに努め、注目すべき成果をあげている。ことに五回に亘る改元の儀に際して提出した意見やその発言内容によって、親房の学識の中で易の占める位置がきわめて大きかったことや、その易文の引用が周易古説や周易正義からというよりは、むしろ程子の易伝や朱子の周易本義からなされたことを推定している点などは、のちの論点とも関連してきわめて重要である。

次に第一章「北畠親房の周辺」では、序章に続いてさらに一そう親房の人間像を鮮明にする目的で、親房とはほぼ同時代に朝廷に仕えていた吉田兼好を取り上げ、境遇と性向を異にするきわめて対照的な両者の比較を試みている。ここでは兼好の徒然草の中でも成立年代が早いとされている前半部分の思想傾向が、正統記のそれと共通する面を有するのに対して、後半部分にみられる遁世者としての兼好の独自の価値観が、政治的人間としての親房のそれと際立った対照をなしていることの具体的な指摘がとくに注目される。

次に第二章「神皇正統記の著作対象」では、親房が本来だれに読ませようとして正統記を

書いたかという著作対象の問題を詳しく論じており、この部分が本論文の一つの中心をなしている。これは白山本をはじめとする流布本系統の諸本の奥書に、初稿本は延元4年(1339)に「或る童蒙」に示さんがために東国で執筆したとあるその「童蒙」がだれを指すかという問題であるが、以前にはこれを後村上天皇とする説が有力だったのに対して、戦後これを東国武士一般あるいはその中のとくに結城親朝を指すとする説が現われて、それがとくに中世史家の間では支配的となりつつある。これに対して本論では、童蒙の語はもとは周易の蒙卦の部分にみえる語であって、易伝や周易本義の注釈ではこれを幼柔の君主としているから、周易に詳しくない親房が、この語によって後村上天皇を指したとみるのはけっして不自然ではないこと、またその奥書では対象を「披見之人」とも表現しているが、親房は「人」の語を公家・僧侶・知識人に、「者」を武士以下に用い、その間の区別が確然としているから、これも東国武士とはみがないことを詳論し、新しい論拠によって後村上天皇説を主張している。

次に第三章「神皇正統記の理法」では、親房が正統記の中で主として何について述べ、それによって何を説こうとしたかという論述の主旨の問題について詳しく考察しており、この部分もまた本論文の一つの中心をなしている。すなわちその論述の主旨については、正統記の全巻の内容がもっぱら国初以来の皇位の継承の歴史的経過を辿り、それによって皇統が皇祖神の意志に基き正理に従って継承されてきたことを主張したものであることは、古くから一般に認められてきていることであるが、しかしその理解は必ずしも精確ではなく、南北朝正閏論その他の立場から、それぞれの立場に引き寄せた理解が行われてきた。本論文では、それらの立場から離れて親房のいう正理の構造を詳細に分析し、皇統は父子の継承が原則であるが、不善・不徳の天皇の場合には一時的に傍系に継承されることもあることを親房は力説しているけれども、そのような内容の正理というものを構想した思想的根拠には、周易の変易の理があったと考えられること、およびその場合の善・不善・徳・不徳の判定の基準は基本的には儒教の君徳安民思想、とりわけ孟子の説くそれであったとみられることを結論としている。

次に第四章「神皇正統記における儒教と仏教」では、親房および正統記にみられる儒教思想と仏教思想の特質あるいは系統について検討しており、次の終章とともに、前章で扱った理法の理解をさらに正確にするための考察となっている。その中の儒教については、親房の儒学を宋学以前の伝統的儒学とした和島芳男氏の説を一々反論した上で、序章における改元の儀の考察の結果を積極的根拠として宋学説を再確認している。また仏教については、正統記の叙述の中にみえる仏教思想のあり方を主として考察し、親房の仏教は大たいにおいて禅家流の教相を承けたものとみられるが、正統記の中では仏教は有徳の政治の要件の一つとして言及されているだけで、僧慈円の愚管抄の場合のように、史論構成の思想的根拠とはな

ていないことを論じている。

また終章「神皇正統記における末世観」では、正統記の叙述を通じて知られる親房の歴史意識を全体として捉え、それに基づいて執筆の意図を考えようとしており、それが同時に正統記という書物の根本的性格についての結論的な見解ともなっている。すなわち、愚管抄が末法思想という仏教的下降史観に貫かれていたのに対して、正統記はそれに捉われていないというのが従来の通説であるが、ここではさらに進んで、それにもかかわらず正統記は、上古・上代には人の心が正しく善政が行われ、時代が降るに従って末世・乱世になったという下降史観の上に明らかに立っていることを指摘して、その内容を詳しく検討している。また親房の執筆の意図は、根本的にはその末世・乱世を正しい世に返すことにあったのでありそれは孔子における春秋の執筆になぞらえることができるとしている。

以上の如く本論文は、戦後ことさらに等閑視されてきた神皇正統記を再び取り上げ、その執筆の意図、論述の主旨、そこにみられる思想の特色などに関する主要な問題点を詳しく考察して、その根本的性格を明らかにしようとしたものである。ただ、その考察が必ずしも十分とはいえない点がないわけではない。ただ、その考察が必ずしも十分とはいえない点がないわけではない。例えば著作対象の問題についての見解はほぼ妥当であるとしても、この問題については、論述の主旨がどこにあったかという点からこれを考察する余地も残されており、また神道思想については、必要に応じて各所に言及はしているけれども、やはりまとまった考察があってもよかったのではないかと思われる。しかしながら、全体に亘り常に実証的な研究方法の下に着実な議論を展開している点は、本論文の長所であり、個々の点においても、改元の儀の史料から知られる親房の周易とくに宋学の易説の素養、親房の儒教思想にみられる孟子の影響などの指摘をはじめとして、注目すべき所論が多々あり、またそれらの所論を踏えて到達した諸結論も概ね妥当であって、その成果は学界に寄与するところが少なくないといってよい。

以上の理由によって、本論文の提出者は文学博士の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。